

# 令和 3 年度 上期 宮崎県地域年金事業運営調整会議資料

令和 3 年 6 月



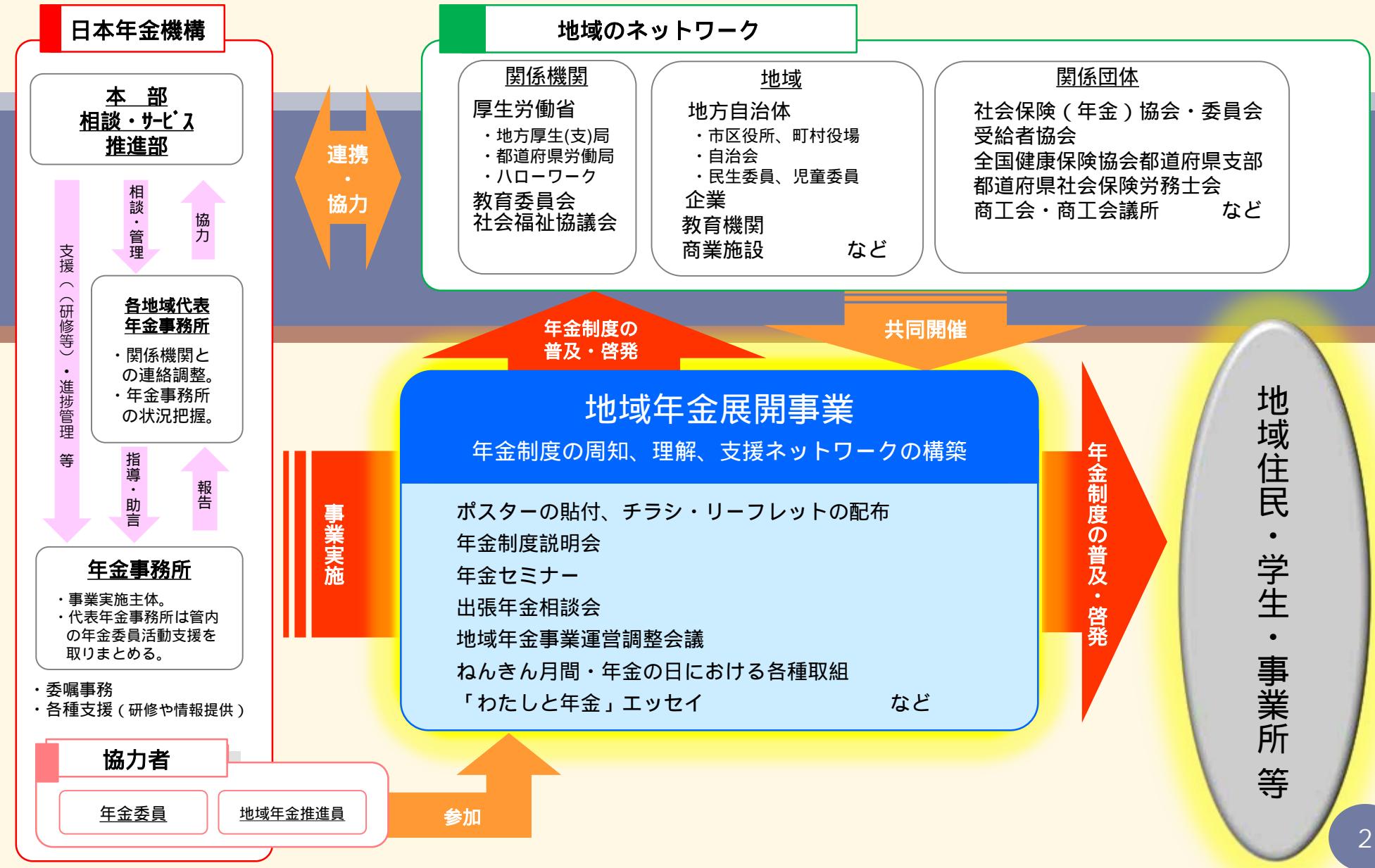
日本年金機構  
Japan Pension Service

# 目 次

1 . 地域年金展開事業の概要	1 ~ 3 P
2 . 令和 2 年度上期 事業実施結果	4 ~ 8 P
3 . 令和 2 年度下期 事業実施結果	9 ~ 21 P
4 . トピックス ~新型コロナウイルス感染症への対応~	22 ~ 27 P
5 . 令和 3 年度における地域年金展開事業の取組概要	28 ~ 34 P
6 . 参考資料	35 ~ 42 P
7 . 前回資料へのご提言	43 ~ 45 P

# 1 . 地域年金展開事業の概要

# 地域年金展開事業の概要



# 地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」、「出張年金相談」等を実施します。

日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

## 本来の取組内容

### 地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。  
市役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

### 年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。  
大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

### 地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

### 年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

### 地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

## コロナ禍での取組内容

アプローチは原則、電話・文書とし、相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

地域状況を鑑み相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策の徹底。

原則、書面開催とし、委員に文書（資料）を送付する。

## 2. 令和2年度上期 事業実施結果

## 地域連携事業、年金セミナー事業

### 年金エッセイの募集

公的年金制度の役割や必要性を正しく理解していただき、公的年金制度への加入義務の意識の醸成を図ることを目的として、例年に引き続き、「わたしと年金」エッセイの募集を実施。

- ・報道関係者への周知活動として県政記者クラブにプレスリリース。
- ・県教育委員会等に協力依頼を行い、県立高校、中高一貫を含む私立高校にリーフレット及びポスターを送付。

### 年金制度説明会

- ・市町村の国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

管轄事務所	実施日	会場	対象市町村	参加人数
宮崎	6/9	宮崎市民プラザ	宮崎、日南、国富、綾	22名
高鍋	6/26	高鍋年金事務所	西都、川南、木城、新富、高鍋、都農、西米良	8名
延岡	7/13	延岡年金事務所	延岡、日之影、高千穂、五ヶ瀬	9名
"	7/14	"	日向、門川、美郷、諸塙、椎葉	8名
都城	7/21	都城市中央公民館	都城	12名
"	7/22	都城年金事務所	小林、えびの、串間、高原、三股	10名
合計		6会場		69名

## 社会保険制度講習会

- ・社会保険協会主催の講習会（勉強会）に講師を派遣し、社会保険制度の説明を実施。

管轄事務所	開催地区	実施日	会 場	参加人数
宮崎	宮崎地区	9/14	宮崎市民文化ホール	716名
"	日南地区	9/15	南郷ハートフルセンター	170名
高鍋	高鍋地区	9/17	高鍋町中央公民館	163名
延岡	延岡地区	9/9	延岡総合文化センター	286名
"	日向地区	9/11	日向市中央公民館	209名
"	高千穂地区	9/8	高千穂町自然休養村管理センター	55名
都城	都城地区	9/4	都城市総合文化ホール	328名
"	小林地区	9/3	小林市文化会館	192名
合計	8地区			2,119名

## 年金セミナー

日本年金機構本部からの指示により、令和2年度上期は原則実施しないこととされていたが、開催要請があり、かつ感染防止対策の徹底が可能な場合に限り実施可能であることから案内文書を送付。

- ・令和2年度 国民年金学生納付特例対象校（29校）に送付。

令和2年9月末現在、13校から回答受付。2校が年度末頃の開催を検討。

## 地域相談事業

出張年金相談の実施（市区町村、自治会、事業所、関係機関等）

- 定例開催（4～9月実績）コロナの影響により中止となっている月あり。

管轄事務所	実施予定	市区町村	事業	回数（回）	相談数（人）	備 考
宮崎	毎月	日南市	出張相談	6	58	
高鍋	毎月	西都市	出張相談	4	19	4月、5月は中止
"	年2回	西米良村	出張相談	0	0	8月中止、次回2月を予定
延岡	毎月	日向市	出張相談	4	56	4月、8月は中止
"	毎月	高千穂町	出張相談	5	49	4月は中止
都城	毎月	串間市	出張相談	5	40	5月は中止
"	毎月	小林市	出張相談	4	42	4月、5月は中止
"	毎月	えびの市	出張相談	4	57	4月、5月は中止
合計		8市町村	出張相談	32	321	

- 随時開催

開催要請がなく、対面によるアプローチもできないため上期における実施なし。

## ・年金委員活動支援事業

### 年金委員功労者支援事業

- ・年金委員功労者表彰の実施に向け、各年金事務所において表彰候補者の選定を実施。

### 年金委員の委嘱勧奨

- ・事業所からの新規適用届提出時など、他業務で面談する機会を捉えた勧奨を実施。

## ・地域年金事業運営調整会議

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度上期における開催を中止。

### 3. 令和2年度下期 事業実施結果

## 下期における地域年金展開事業の取組

事項	平成31年度	令和2年度 下期
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等と連携し、制度改正等に関する周知・啓発活動を積極的に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各事業においては、電話や文書など非対面による活動を主体とし、対面による場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施する。</li> </ul>
年金委員 (委嘱拡大、活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金委員活動の活性化とその委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、定期連絡会や年金委員研修等による情報発信の充実を図り、年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに、関係団体等への働きかけを強化し、その委嘱拡大に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金委員の委嘱拡大については、電話・文書による勧奨や事業所からの新規適用届提出時など他業務で面談する機会を捉えた勧奨・案内は可能とする。</li> <li>○ 地域型年金委員には、自己研鑽のための情報提供のみを行い、原則、電話や文書以外の対面での活動は要請しない。</li> </ul>
年金セミナー及び 制度説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施し年金セミナー全体の更なる拡充を図る。なお、実施にあたっては、地域年金推進員を積極的に活用する。</li> <li>○ 自治会、事業所、ハローワーク等と連携し、制度説明会の開催による周知活動を積極的に実施。なお、これらの実施にあたっては、従来の年金請求手続き等一般的なテーマを扱った年金制度説明会のほか、制度改正に関する説明会の実施を積極的にアプローチし、実施拡大に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金セミナーや制度説明会は、教育機関等から開催要請があり、当該機関のテレビ会議システム等を活用した非対面型の実施や、当該機関等における感染防止対策の徹底が可能な場合に限り開催可能とする。 <b>開催要請の捉え方</b> 機構よりアプローチしていたもので、開催前に教育機関等へ再度確認した結果、先方から開催してほしいと回答があった場合は要請があったものとする。</li> <li>○ 一般的なセミナー動画の活用も可能とする。</li> </ul>
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域年金事業運営調整会議は自治体との連携を強化する観点から、出席枠を拡大し、積極的に参加を働きかけること。</li> <li>未適用対策の観点から、中・小企業との関わりが大きい商工会、商工会議所へも積極的に参加を促す。</li> <li>○ 地域型年金委員と年金事務所間の情報共有、地域年金委員相互間の情報共有を図ることを目的とした地域型年金委員連絡会は定期的に開催すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域年金事業運営調整会議は書面開催のみ可能とする。</li> <li>○ 年金委員向けの連絡会・研修は、開催場所における感染防止対策の徹底が可能で、委員からの参加希望があった場合に限り、開催可能とする。県内開催等の場合は、テレビ会議システムを活用して実施する。</li> </ul>

# 地域連携事業

市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等に依頼し、年金制度に関するチラシ・ポスター等の配付、掲示板へのポスター掲示等による周知活動を実施する。

## チラシ・ポスター等の配付及び掲示

ねんきんネット利用案内に関するポスター・リーフレットを市町村に送付し協力を依頼。

また、アニュアルレポートを送付し、事業状況について報告を行った。

## 年金制度説明会の開催

・国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

12月7日、14日は、九州厚生局と共に、九州管内市町村職員への事務説明会を開催。

機関のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信を行った。



管轄事務所	実施日	会場	対象者	参加人数
宮崎	12/2	宮崎市民プラザ	市町村職員（宮崎、日南、国富、綾）	20名
全拠点	12/7 12/14	各年金事務所会議室	宮崎県内管轄市町村職員	33名
延岡	3/3	オンライン説明会	適用事業所の従業員	6名
延岡	3/9	F Mラジオを利用した説明会	生放送1回、再放送4回	-

## 適用事業所担当者向け説明会の実施

- ・適用事業所に訪問し制度説明会を開催。

管轄	日時	場所	主な議題	参加人数
高鍋	3/23	事業所	制度説明	8名

## 社会保険事務担当者向けの説明会

- ・社会保険事務担当者を集め制度説明会を開催。

管轄	日時	場所	主な議題	参加人数
延岡	12/8	延岡社会教育センター	制度説明	15名

## 社会保険制度講習会

- ・社会保険協会主催の新任社会保険担当者説明会に講師を派遣し、制度の説明を実施。

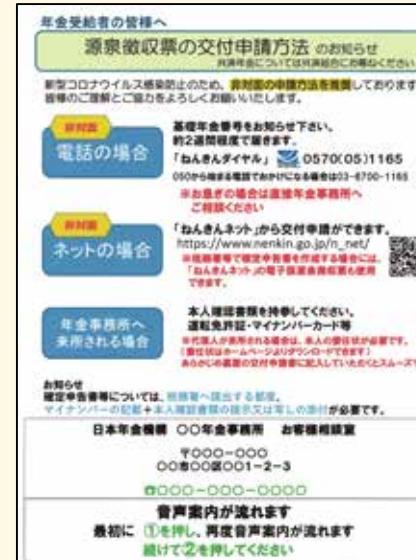
管轄事務所	開催地区	実施日	会 場	参加人数
宮崎	宮崎地区	12/4	J A A Z Mホール (午前、午後の2回に分けて実施)	24名 20名
高鍋	高鍋地区	12/11	高鍋町中央公民館	9名
延岡	延岡地区	12/8	延岡社会教育センター	13名
都城	都城地区	12/2	都城市ウェルネス交流プラザ	9名
合計	4 地区			75名

## 市町村職員向け情報誌「かけはし」の送付

- 市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行っている。  
(5月、7月、9月、11月、1月、3月に発行)

## 税務署へ広報チラシの設置依頼

- 確定申告時の窓口混雑緩和のため、県内税務署に対し「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書の再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を実施した。



## 地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施する。

出張年金相談の実施（市区町村、自治会、事業所、関係機関等）

- ・定例開催（10～3月実績）

管轄事務所	実施予定	市区町村	事業	回数（回）	相談数（人）	備 考
宮崎	毎月	日南市	出張相談	6	66	
高鍋	毎月	西都市	出張相談	6	37	
"	年2回	西米良村	出張相談	0	0	8月に続き2月も中止
延岡	毎月	日向市	出張相談	6	95	
"	毎月	高千穂町	出張相談	6	62	
都城	毎月	串間市	出張相談	6	56	
"	毎月	小林市	出張相談	5	53	1月は中止
"	毎月	えびの市	出張相談	5	64	1月は中止
合計		8市町村	出張相談	40	433	

- ・隨時開催　開催要請がなく、対面によるアプローチもできないため下期における実施なし。

# 年金委員活動支援事業

年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに関係団体等への働きかけを行い、委嘱拡大に努める。

## 1. 情報提供

- ・コロナ禍における年金委員活動支援事業について、日本年金機構からのサポートをより一層充実させるため、日本年金機構本部から年金委員に対して、年金制度改正等の最新情報記載の周知物（チラシ・パンフレット）を一括送付。（令和2年11月13日）
- ・地域型年金委員には情報誌「なごみ☆便り」を隔月で送付。



## 2. 関係機関との連携

- ・年金協会、社会保険協会、全国健康保険協会（健康保険委員）、市区町村等との連携を図る。

## 3. 会議、研修会等の実施

- ・民生委員へ年金制度に関する説明会を開催

管轄	日時	場所	内容	参加人数
延岡	11/19	門川町総合福祉センター	年金制度説明	70名
延岡	12/11	高千穂町自然休養村管理センター	年金制度説明	61名
延岡	12/22	五ヶ瀬町社会福祉協議会	年金制度説明	30名

・年金委員研修会の実施

管轄	日時	場所	参加人数	
延岡	12 / 7	延岡総合文化センター	地域型年金委員 15名	職域型年金委員 64名

4 . 年金委員功労者表彰式

「令和2年度 年金委員・健康保険委員 功労者表彰式」の開催（共催：健康保険協会）

日時：令和2年11月19日（木）14時～15時

場所：ニューウェルシティ宮崎2階 高千穂の間

- 年金委員表彰者数 厚生労働大臣表彰 1名  
日本年金機構理事表彰 4名

5 . 全国年金委員研修

・テレビ会議システムを利用して開催（令和2年11月27日（金）13時～16時30分）

管轄	場所	議題	参加人数	
宮崎	年金事務所会議室	年金制度改正、年金ネット、 電子申請、年金給付（障害）等	地域型 6名	職域型 4名
高鍋	年金事務所会議室		地域型 0名	職域型 3名
延岡	年金事務所会議室		地域型 0名	職域型 2名
都城	年金事務所会議室		地域型 0名	職域型 5名

## 年金セミナー事業（教育機関への取組）

## 1. 年金セミナーの開催

- ・開催要請があった学校に対し、感染防止対策を講じた上で実施。

		大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	アプローチ	3回	4回	15回	0回	0回	22回
	セミナー	0校	2校	4校	0校	0校	6校
高鍋	アプローチ	1回	3回	3回	14回	0回	21回
	セミナー	0校	0校	0校	0校	0校	0校
延岡	アプローチ	1回	1回	6回	3回	0回	11回
	セミナー	0校	0校	6校	2校	0校	8校
都城	アプローチ	0回	1回	1回	0回	0回	2回
	セミナー	0校	0校	0校	0校	0校	0校
合計	アプローチ	5回	9回	25回	17回	0回	56回
	セミナー	0校	2校	6校	2校	0校	10校

## 2. 年金セミナー用動画（DVD）による開催

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面による年金セミナーを希望する教育機関等に対し、年金セミナー用動画（DVD）を送付。

	大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	6校	10校	12校	0校	0校	28校
高鍋	1校	3校	3校	14校	0校	21校
延岡	0校	0校	1校	2校	0校	3校
都城	1校	11校	14校	0校	0校	26校
合計	8校	24校	30校	16校	0校	78校

## 地域年金推進員委嘱事業

次代を担う若い世代（生徒）に対して公的年金制度の仕組みや基本理念について正しい理解の普及を推進するため、教職員OB、現役の教職員、学校との関係や生徒へ伝える能力があると拠点長が判断する者を「地域年金推進員」として委嘱し、個別学校訪問形式で年金セミナー等の活動を行う。

- ・宮崎県では地域年金推進員 1名を委嘱して活動を実施している。

## 地域年金事業運営調整会議

地域年金展開事業は、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連携を図ることを目的としている。そのため、各都道府県に有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行っている。

- 例年は年2回（6月、2月）開催しているが、令和2年度においては開催を見送り。

## ねんきん月間・年金の日

- 都城年金事務所において、「こども絵画展」を開催

近隣の保育園ご協力のもと、素晴らしい作品を作成していただき、待合スペースに展示を行った。

### 【テーマ】

- 5歳児が、ちぎり絵で「ももたろう」
- 4歳児が、染紙、手形、足形で「紅葉」
- 3歳児が、折り紙で「春夏秋冬」



# 「わたしと年金」エッセイ

中学生以上の生徒・学生・一般の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度とのかかわり = 「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを平成22年度から募集している。令和2年度の応募件数は942件であった。

## 《厚生労働大臣賞》 北海道（30代：男性）

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わざ放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1カ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えるてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていなければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていたんだろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思ってはいなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょう?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないと納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえたかった…」といったご指摘を受けることが多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私がもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがすぐに年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

## 《日本年金機構理事長賞》 岐阜県（高校生：女性）

私は最初、年金と聞いて漠然と、「高齢者がもらうもの」だと思っていた。祖父母の口からよく年金という言葉を耳にしていたからです。しかし、国民年金について調べていくうちに私は、年金のことを「温かい制度」と考えるようになりました。

このエッセイを書くにあたって、まず初めに、母に「年金ってどういうもの？」と質問しました。すると母は、「将来、働きなくなったときのための保険みたいなものかな。」と言っていました。それに対して、私は一つのことを疑問に思いました。それは、「保険との違い」です。母の言う「将来の保険のようなもの」である年金と、一般に言う「保険」、何が違うのか。

気になったので、調べてみると、そこには大きな違いがあると感じました。それは、「人の温かさ」です。年金には、人の温かさがあると感じました。もし、予測していなかったことが自分の身に起こり、困っていたら助けてもらえる。もし、自分ではない誰かが困っていたらその人を助けることができる。自分の将来の身を守るためだけの「保険」とは違い、「年金」は人と人が助け合える温かい制度だと思います。

年金のことを調べていくうちに、「障害年金」というものがあることを知りました。私の親戚にも、障害年金を受けとっている人がいます。私の祖母の姉です。祖母の姉は現在、七十二歳なのですが、三十代のときから、慢性腎不全という病気を患っており、二日に一度のペースで、人工透析をしなければなりません。私が初めて、それを知ったとき祖母の姉のことをとても可哀想だと思うと同時に、世の中には、様々な病気で苦しんでいる人がたくさんいるのだと悲しい気持ちになりました。でも、私にできることは何もありません。祖母の姉は、東京で祖母の兄と一緒に住んでいます。祖母の姉は、透析の関係で私たちの住んでいる場所に、会いにくることはできないし、私たちも頻繁に行くことはできません。可哀想だと思っても何もすることのできない私は、とても無力です。でも、「障害年金」があることによって、祖母の姉の大きな助けになっていると思います。私は、病気になっていないし、苦しみも分からぬから簡単なことは言えません。でも、「年金」という制度は、意識していないかもしれないけれど日常生活の中で自然と互いを支えているのだと思うのです。だから、「年金」は温かい制度だと感じました。

年金のことを「温かい制度」だと感じるようになってから、年金のことを「将来のための保険のようなものかな？」と言っていた母に伝えたくなりました。母に、自分の思ったことを伝えると「そんなに深く考えたことなかったな。言われてみると温かい制度やな。」と言っていました。私は、こんなにも温かい制度に、義務というのもあるけれど加入している両親や、年金を納めているすべての大人を尊敬する気持ちになりました。

世の中には、自分の身に何も起こらなければ損じゃないか、と思う人もいると思います。まだ私は、お金を稼いでいないから、偉そうなことは言えないけど、年金のことを「温かい助け合いの制度」だと思えば、そんなことを思う人はいなくなると思います。また、年金を払い続けて何もなかったときに、「自分の身に何もなくて良かった」「誰かのためになった」と思うようにすれば素晴らしいと思います。

私は、このエッセイを書くにあたってほとんど無知だった年金について知ることができ、年金という制度に、プラスの感情をもちました。世の中には、私のような高校生や、大人の方々も含め、年金について詳しく知らないまま、ただ単に、マイナスのイメージだけをもっている人が多くいるのではないか、と感じます。まずは、私のように知ることから始めてみて欲しいです。そうすれば絶対に、年金についてマイナスの感情をもっている人でもそれはなくなると思います。私は年金を納めてくださっている大人の方々に、素晴らしい制度に加入していることを誇りに思ってほしいです。

私は、大人になったら必ず年金に入ろうと思います。今は、まだ高校生で、年金を納められる年齢でなく助けてもらっている側の人間です。日本に生まれた一国民として、周りの方々に恩返しするためにも、助け合いの温かい制度を大切にし、自分たちで守っていきたいです。

以下、作品については割愛いたします。

### 優秀賞（2名）

千葉県（40代：女性）、滋賀県（30代：男性）

### 入選（5名）

栃木県（80代：女性）、静岡県・大分県（高校生：女性）、静岡県・岐阜県（高校生：男性）

## 4 . トピックス

~ 新型コロナウイルス感染症への対応 ~

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止し、お客様の安心・安全を確保するため「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

衛生・労務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底</li> <li>マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底</li> <li>総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置</li> <li>トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底</li> </ul>
接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>時差通勤、在宅勤務の実施</li> <li>オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保</li> <li>お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去</li> </ul>
業務・お客様対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止</li> <li>厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用</li> <li>政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置（令和3年1月現在）</li> </ul>

## 業務・お客様対応等

### 国民年金保険料免除等における臨時特例措置

(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)

### 障害年金受給権者等における障害状態確認届（診断書）の提出期限延長

(障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届（診断書）について、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長。)

### 新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定

(令和2年4月から令和3年3月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定。)

#### 国民年金保険料免除等における臨時特例



#### 障害状態確認届の提出期限延長



#### 標準報酬月額の特例改定

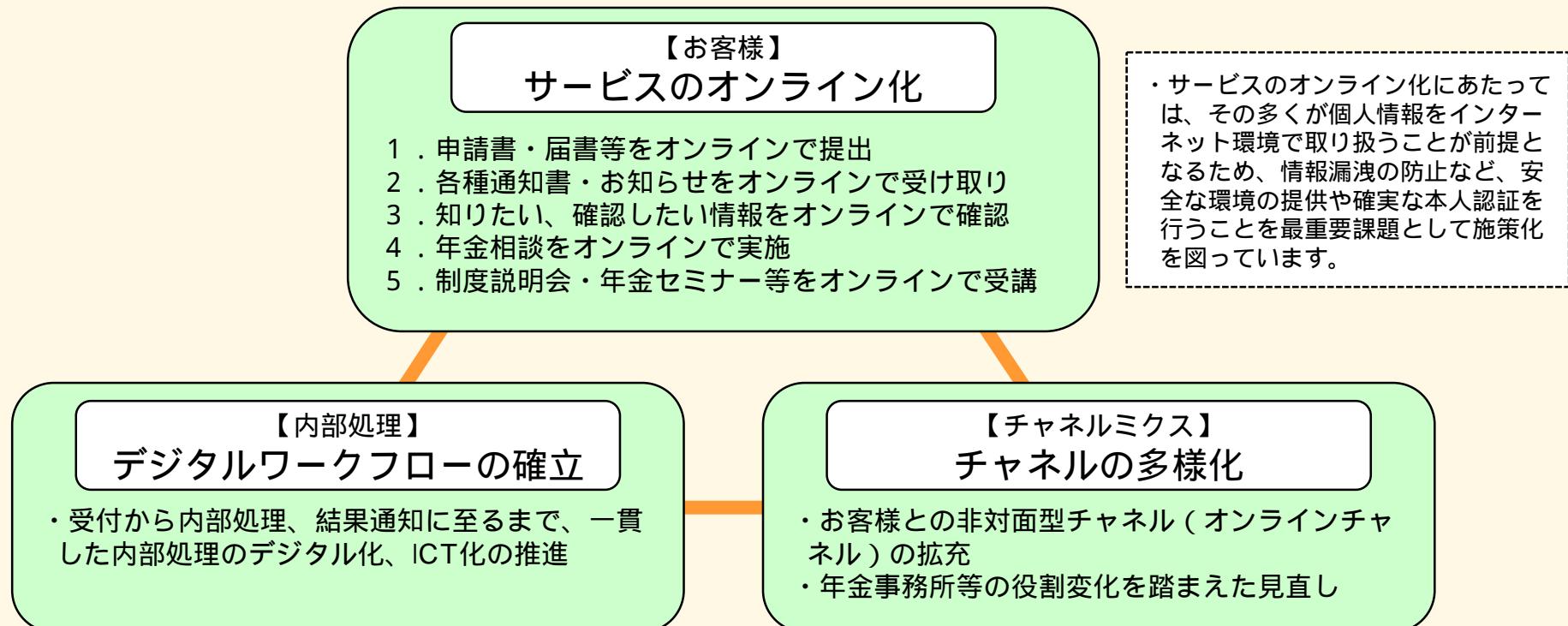


## (2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

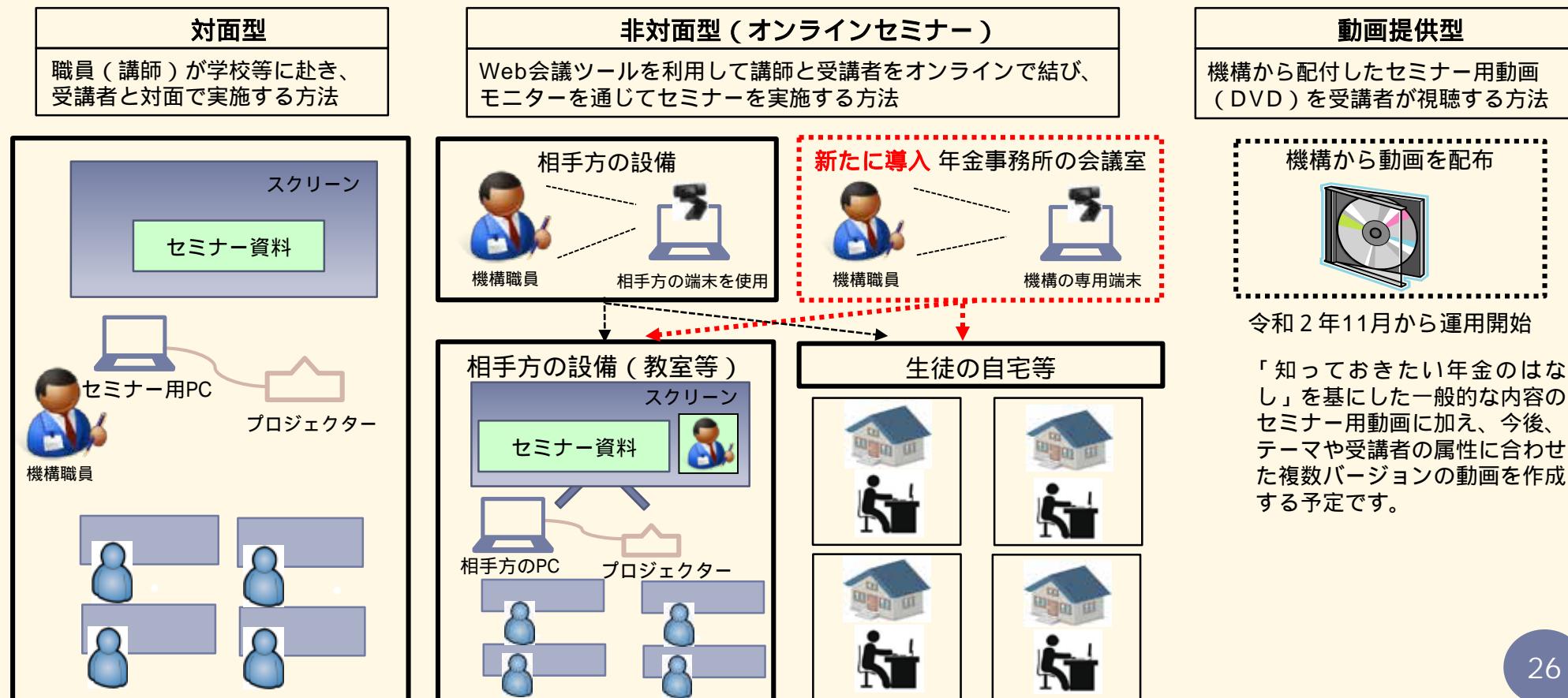
### オンラインビジネスモデルの全体像



### (3) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画(DVD)を無料で配付し、これまでの対面型年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所(熊本東年金事務所)に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。



## (4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

事業主の皆さまへ  
**社会保険手続きは  
電子申請でカンタンに！**

電子申請とは、申請・認証を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行なうことです。  
なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。  
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請のメリットって何ですか？  
24時間365日いつでもどこでも申請可能です。  
郵送料などのコスト削減も期待できます。  
お金はかかりますか？  
GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。  
電子申請のやり方がわかりません  
日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。  
併せて利用手順の図版動画も掲載しています。  
ぜひご利用ください！

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請がいちばん早い！

電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。  
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3~4日早く届きます。  
ぜひ電子申請をご利用ください！

**電子申請のご利用方法**

**STEP 1**  
(GビズID)のアカウント取得

**STEP 2**  
申請データの作成

**STEP 3**  
電子作成プログラムから申請！

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

※、「GビズID」の詳しい内容、手続きは日本年金機構ホームページをご覧ください。  
<https://g-bizid.nenkin.go.jp/g-bizid/>

各令和2年11月より  
**電子申請が利用しやすくなります！**

e-Govでの申請にGビズIDを利用ができるようになります。（令和2年11月24日開始）  
ぜひご利用ください！

お困りにあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！  
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに沿ってお答えする電子申請相談チャットを開設しています。  
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせはこちからです  
受付時間：午前9時～午後5時（午後4時半～午後5時）  
電話番号：0570-007-123（テレピアダイヤル）  
（2回）をあわせください  
933のかわさき電話でおかけになる場合は、93-1-6337-2913～2（2回）をおあわせください  
＜受付時間＞  
午一・二曜日：午前9時～午後4時半  
第2土曜日：午前9時～午後4時半  
※ 地方（東北地方を除く）：12月29日～1月3日はご利用いただけません。

**日本年金機構**  
Japan Pension Service

**ご自宅で  
「ねんきんネット」始めてみませんか！**

「ねんきんネット」とは、お客様がパソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認
- 年金見込額の試算
- 通知書の確認
- 通知書の再交付申請

＊「新しい生活様式」の実践に伴うサービスでのご利便性を重視いたしております。

**日本年金機構**  
Japan Pension Service

**ねんきんネットの始めかたは簡単です！**

基礎年金番号とアクセスキーをご用意ください。  
・基礎年金番号  
・年金手帳などご用意しています。  
・アクセスキー  
・「ねんきんネット」に登録しているほか  
年金事務所でご利用していれます。お持ち  
の方はすぐにログインを行なえます！

準備

登録

利用開始

マイナーポータルカードをお持ちの方は  
マイナーポータルの「もっとつながる」からも簡単に始められます！

マイナーポータルにログイン  
「もっとつながる」機能から連携  
「ねんきんネット」そのまま利用開始

お電話番号  
詳しくは「ねんきんネット」で検索  
お問い合わせ  
0570-058-555  
03-6700-1144

電子申請のリーフレット

ねんきんネットのリーフレット

## 5．令和3年度における 地域年金展開事業の取組概要

# ( 1 ) 地域連携事業

正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関（年金協会、社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会等）等と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施する。

## 1 . チラシ・ポスター等の配付及び掲示

地域住民の身近な窓口である市役所や町役場を中心に、関係団体の窓口にポスター やリーフレットを設置する  
地域住民や会員の情報収集ツールである市報や会報等に年金制度や出張年金相談に関する記事を掲載する  
市区町村担当職員向け情報誌「かけはし」の配布

## 2 . 年金制度説明会

自治体等関係機関（団体）との協力連携を図り、開催する場合は感染防止対策を徹底したうえで実施

## 3 . 地域年金事業運営調整会議の参画機関等との連携による周知・啓発

## 4 . 関係団体との協力連携による公的年金制度の周知等

自治会、町内会、民生委員会議等を通じての公的年金制度の周知・啓発活動

## 5 . 関係団体の職（会）員への研修

関係団体の職（会）員へ研修や商工会議所等のシニアプラン説明会等実施し、協力・連携体制を強化する

## ( 2 ) 年金セミナー事業

学生・生徒等の若年層に対して、年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくこと、また、年金制度が身近で重要なものであることを学んでいただくための地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、更なる拡充に向けて積極的に取り組む。

また、引き続き若手職員を中心とした講師の育成を進めるとともに、受講者に応じた教材の見直しを進め、更なる充実を図る。

### 1 . 年金セミナー

- ( 1 ) 職員が大学・専門学校・高校等に出向き、年金セミナーの実施や「わたしと年金」エッセイ募集の要請を積極的に行い、年金セミナーを実施する。
- ( 2 ) 県教育委員会や県立・私立高等学校校長会及び県中学校長会等に対し、学校現場での年金セミナー実施やエッセイ募集に関する通知の発出等の協力依頼を行う
- ( 3 ) 地域年金推進員を委嘱し、次世代を担う生徒に対し、公的年金制度の仕組みや基本理念正しい理解の普及を推進するため、個別学校訪問形式による年金セミナーを行う
- ( 4 ) 県内各年金事務所の年金セミナー P T ( プロジェクトチーム ) を中心に、セミナーコンペティションを活用し講師養成等、セミナーの充実化を図る。
- ( 5 ) アンケート結果や先生方のご意見等及び学校側からの要請に基づき、実施形式を工夫する  
( 実施にあたり、教材やワークショップ形式等開催形式を工夫していく。 )
- ( 6 ) 大学で実施した場合、可能な限り学生納付特例申請書の受付を行う

### 2 . 大学や専門学校の窓口へのリーフレット等の設置

学生の身近な窓口である大学や専門学校の窓口にポスター やリーフレットを設置する。

## ( 3 ) 地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施する。

### 1. 自治体（市町村）

年金事務所より遠隔地の市町村に赴き、年金制度説明会や出張年金相談の充実を図る。

### 2. 労働局関係等（ハローワーク）

ハローワークの雇用保険受給者説明会で国民年金手続き等の周知を行う。

### 3. 企業・団体等

事業所等に赴き、年金制度説明会を行う。

### 4. 民間施設等（公共施設並びに商業施設）

ねんきん月間、年金の日（11月30日）における大規模商業施設での年金相談会の実施

### 5. 教育機関等（大学、専門学校）

大学等に赴き、主に学生納付特例制度にかかる相談・受付窓口を開設する。

### 6. 社会福祉施設等（養護学校、養護施設）

養護学校や養護施設等に赴き、職員や保護者に対し障害年金等を含めた年金制度説明会を開設する。

### 7. 街角の年金相談センター宮崎（オフィス）の周知

## ( 4 ) 年金委員活動支援事業

年金委員活動の活性化とその委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、定期連絡会や年金委員研修等による情報発信の充実を図り、年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに、関係団体等への働きかけを強化し、その委嘱拡大に努める。

### 1 . 年金委員への活動支援及び情報提供並びに委嘱の拡大等

厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知に基づき、制度改正事項、重点協力依頼事項を中心とした研修及び意見交換会を実施する。

### 2 . 年金委員による制度周知等への協力連携

- | 職域型年金委員による企業内での制度周知
- | 地域型年金委員による地域住民へのチラシ配布等による制度周知と情報提供
- | 啓発資料（「アニュアルレポート」「退職後の年金手続きガイド」等）を送付する。
- | 「年金委員活動の手引き」、「なごみ便り」を送付する。（地域型のみ）
- | 日本年金機構ホームページ（年金委員のページ）の充実化に努める。

### 3 . 全国健康保険協会宮崎支部との連携

### 4 . 社会保険委員会等と連携した研修会の実施

### 5 . 宮崎県社会保険協会との協力連携

- | 事業所への実務研修会での年金制度説明及び事業推進依頼を行うとともに、年金委員制度の周知を図る。

### 6 . 委嘱数拡大に向けた取組

- | 年金受給者協会及び社会保険協会との連携・協力による地域型年金委員の委嘱拡大

## (5) ねんきん月間、年金の日

毎年11月は、国民年金の社会保険料控除証明書が発行され、保険料を納付されている方々の年金に対する関心が高まる時期であることから、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」とし、公的年金制度の普及・啓発活動及び国民年金保険料収納対策を積極的に行う。

また、11月30日（いいみらい）は、厚生労働省において「年金の日」と定めていることから、「ねんきん月間」と併せてねんきんネット等の普及を促進する。

1. 大規模商業施設等での出張年金相談会を開催する
2. 年金月間（11月）に年金委員表彰及び年金委員研修を実施する  
(表彰式に関しては、地元マスコミとの連携を図ることで効果的にPRを行う)

## (6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育、企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を超えた社会連帯を図ることを目的に、有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を開催のうえ、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行う。

1. 開催予定期（年2回）令和3年6月、令和4年2月
2. 主な議事等
  - ・令和3年6月  
令和2年度の実施結果報告と令和3年度における具体的な事業展開（重点取組の実施目標）について
  - ・令和4年2月  
令和3年度（第1四半期～第3四半期）の事業実施状況及び令和4年度事業計画（案）について

## ( 7 ) その他

### 1 . ねんきんネットの利用促進を行う。

令和元年度に実施した取組みを継続しつつ、年金相談及び国民年金等の窓口に来所されたお客様に対しアクセスキー発行及びID取得勧奨を徹底し、令和2年度実績を上回るユーザID取得者数を目指す。

地域年金展開事業における利用促進（年金事務所による大学等での年金セミナー等）

市区町村への協力要請（ポスターの掲示依頼等）

事業主等を経由したID取得勧奨の徹底

### 2 . 窓口における年金記録の再確認の推進する。

### 3 . 年金相談予約制の周知を行う。

### 4 . 「わたしと年金」エッセイの募集

年金制度の意義や公的年金制度と国民の結びつきなどについて考えていただくため、自身や、家族等の身近な方と公的年金制度との関わりについてエッセイを募集する。

### 5 . 学生納付特例法人（大学等）の勧奨を行う。

## 6 . 參考資料

# (1) 令和2年 年金制度改正の概要（一部抜粋）

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被保険者の適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられました。

## 1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件について、段階的に引き下げ【令和4年10月・令和6年10月実施】

短時間労働者への適用拡大の基準

	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	2か月超	2か月超

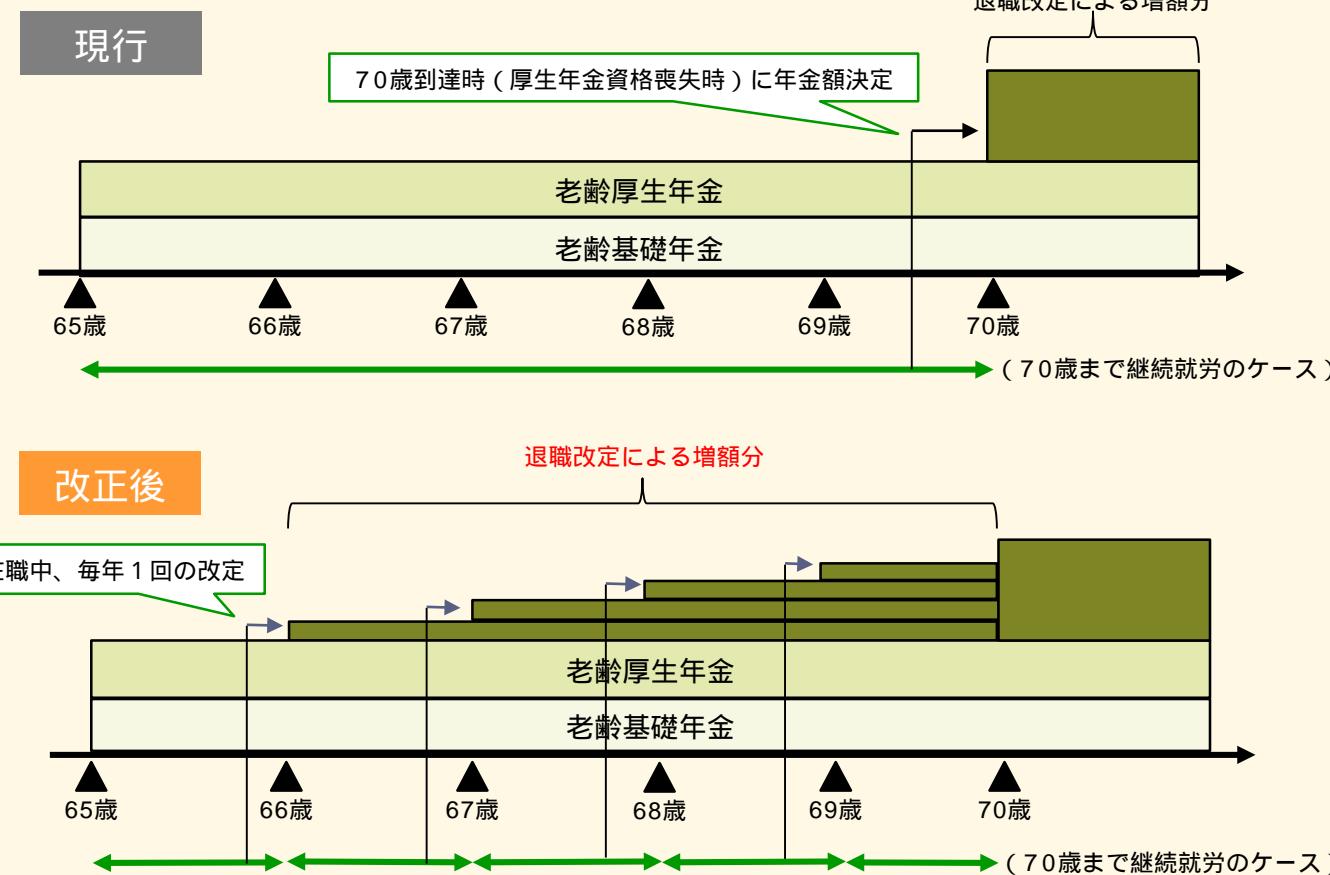
- 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることができます。
- 被扶養者の基準である年収130万円未満であっても、適用拡大要件に該当すれば、自身で厚生年金に加入します。
- 学生は対象から除外されます。

(2) 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など、法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所を適用種別に追加【令和4年10月実施】

(3) 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）を適用【令和4年10月実施】

## 2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

(1) 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金（65歳以上）の年金額を毎年定時に（10月分から）改定【令和4年4月実施】



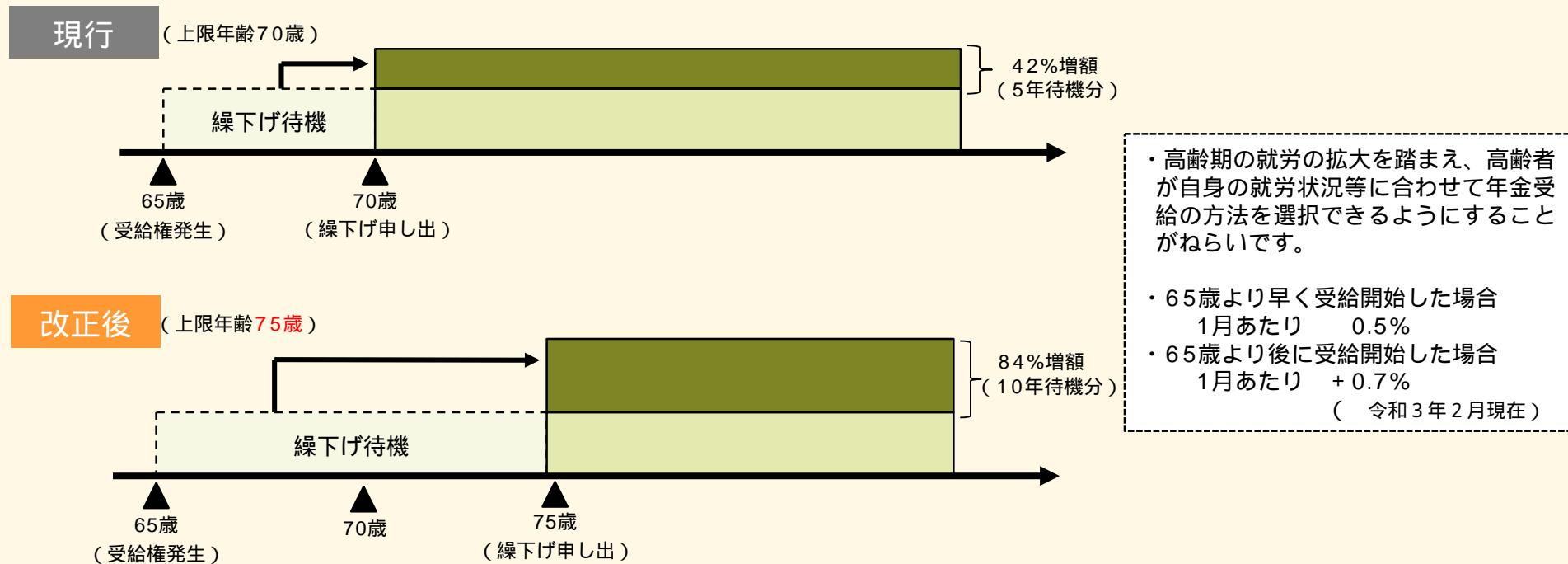
- 現在、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢年金受給者は、資格喪失時（退職または70歳）に65歳以降の被保険者期間を加えて、年金額が改定されます。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映させ、受給者の経済基盤の充実を図ることがねらいです。

(2) 60歳から64歳に支給される在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」を、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げ【令和4年4月実施】

・現行の「28万円」が高齢者の就労に一定程度影響を与えていることを解消する、令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、ことがねらいです。

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大

(1) 現在、70歳となっている繰下げ受給の開始年齢の上限年齢を75歳に引き上げ【令和4年4月実施】



(2) 70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金を支給【令和5年4月実施】  
(繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時效消滅した給付分に対応する繰下げ増額)

## (2) 日本年金機構ホームページのリニューアル

「利用者に配慮したレイアウト」、「多様なデバイスへの対応」という2つの基本コンセプトに立って、令和2年9月に日本年金機構ホームページのデザインをリニューアルしました。また、スマートフォン版についても、閲覧した際の操作性を考慮して、最適な表示となるよう改善しました。

1

年金の制度・手続き、申請・届出様式、年金Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報をお探しいただけます。

2

日本年金機構の事業や取組に関する情報、時期に応じたご案内などを表示しています。

3

事業主の方、国民年金に加入の方など、ご利用者の属性別に5つのメニューを設けています。

4

20歳になったとき、就職・転職・退職などシーン別に年金に関する手続きを探すことができます。

PC版トップページ



スマートフォン版



### (3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

無年金者や低年金者をなくし、社会の安定・安心に貢献するという日本年金機構のミッションを達成するため、引き続き取り組んでまいります。



# 地域型年金委員数の推移（令和2年4月～令和3年3月）

		R2.3末	R2.4～R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	69	68	68	69	69	69	68	68	68	69	66
	前月との比較		-1	0	1	0	0	-1	0	0	1	-3
	R2.3との比較		-1	-1	0	0	0	-1	-1	-1	0	-3
佐賀	現存数	59	59	60	60	60	60	62	62	62	62	63
	前月との比較		0	1	0	0	0	2	0	0	0	1
	R2.3との比較		0	1	1	1	1	3	3	3	3	4
長崎	現存数	88	95	95	95	92	92	92	92	91	91	91
	前月との比較		7	0	0	-3	0	0	0	-1	0	0
	R2.3との比較		7	7	7	4	4	4	4	3	3	3
大分	現存数	42	42	42	42	42	42	42	43	43	41	41
	前月との比較		0	0	0	0	0	0	1	0	-2	0
	R2.3との比較		0	0	0	0	0	0	1	1	-1	-1
熊本	現存数	71	75	75	79	80	87	88	88	89	90	90
	前月との比較		4	0	4	1	7	1	0	1	1	0
	R2.3との比較		4	4	8	9	16	17	17	18	19	19
宮崎	現存数	94	99	100	121	121	121	121	120	121	129	128
	前月との比較		5	1	21	0	0	0	-1	1	8	-1
	R2.3との比較		5	6	27	27	27	27	26	27	35	34
鹿児島	現存数	237	237	237	236	236	236	238	238	238	236	236
	前月との比較		0	0	-1	0	0	2	0	0	-2	0
	R2.3との比較		0	0	-1	-1	-1	1	1	1	-1	-1
沖縄	現存数	45	45	45	45	45	44	43	42	42	42	42
	前月との比較		0	0	0	0	-1	-1	-1	0	0	0
	R2.3との比較		0	0	0	0	-1	-2	-3	-3	-3	-3
計	現存数	705	720	722	747	745	751	754	753	754	760	757
	前月との比較		15	2	25	-2	6	3	-1	1	6	-3
	R2.3との比較		15	17	42	40	46	49	48	49	55	52

# 職域型年金委員数の推移（令和2年4月～令和3年3月）

		R2.3 末	R2.4～R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	4,737	4,727	4,641	4,621	4,592	4,572	4,558	4,521	4,522	4,530	4,525
	前月との比較		-10	-86	-20	-29	-20	-14	-37	1	8	-5
	R2.3との比較		-10	-96	-116	-145	-165	-179	-216	-215	-207	-212
佐賀	現存数	1,490	1,501	1,467	1,471	1,471	1,476	1,477	1,482	1,479	1,478	1,483
	前月との比較		11	-34	4	0	5	1	5	-3	-1	5
	R2.3との比較		11	-23	-19	-19	-14	-13	-8	-11	-12	-7
長崎	現存数	1,584	1,589	1,565	1,555	1,514	1,513	1,508	1,506	1,508	1,506	1,518
	前月との比較		5	-24	-10	-41	-1	-5	-2	2	-2	12
	R2.3との比較		5	-19	-29	-70	-71	-76	-78	-76	-78	-66
大分	現存数	1,543	1,538	1,502	1,502	1,495	1,494	1,493	1,477	1,468	1,466	1,472
	前月との比較		-5	-36	0	-7	-1	-1	-16	-9	-2	6
	R2.3との比較		-5	-41	-41	-48	-49	-50	-66	-75	-77	-71
熊本	現存数	2,361	2,350	2,351	2,360	2,325	2,329	2,335	2,345	2,347	2,363	2,384
	前月との比較		-11	1	9	-35	4	6	10	2	16	21
	R2.3との比較		-11	-10	-1	-36	-32	-26	-16	-14	2	23
宮崎	現存数	2,289	2,318	2,310	2,210	2,182	2,185	2,197	2,189	2,178	2,174	2,160
	前月との比較		29	-8	-100	-28	3	12	-8	-11	-4	-14
	R2.3との比較		29	21	-79	-107	-104	-92	-100	-111	-115	-129
鹿児島	現存数	1,706	1,707	1,707	1,687	1,675	1,681	1,687	1,682	1,686	1,686	1,688
	前月との比較		1	0	-20	-12	6	6	-5	4	0	2
	R2.3との比較		1	1	-19	-31	-25	-19	-24	-20	-20	-18
沖縄	現存数	1,266	1,264	1,260	1,239	1,239	1,213	1,213	1,207	1,205	1,199	1,190
	前月との比較		-2	-4	-21	0	-26	0	-6	-2	-6	-9
	R2.3との比較		-2	-6	-27	-27	-53	-53	-59	-61	-67	-76
計	現存数	16,976	16,994	16,803	16,645	16,493	16,463	16,468	16,409	16,393	16,402	16,420
	前月との比較		18	-191	-158	-152	-30	5	-59	-16	9	18
	R2.3との比較		18	-173	-331	-483	-513	-508	-567	-583	-574	-556

## 7. 前回資料へのご提言

# 令和3年2月資料へのご提言及び取組状況

事業名	ご提言内容	取組状況
年金セミナー事業	高等学校では18歳成年を受けて年金セミナーのニーズが高まる可能性があるのでDVDだけでなくネット動画等の教材を作成していただけるとありがたいです。	動画につきましては、令和2年11月2日から日本年金機構ホームページ及び厚生労働省YoutuBeへの掲載を始めたところですが、まだまだ周知不足の状況であり、DVDの活用に併せて拡充に努めていきたいと思います。
地域年金事業	地域年金事業の主な目的は公的年金制度の普及・啓発と保険料収納率の向上とのことです。事業の効果を検証するうえで、保険料収納率は数値の推移で測れます。普及・啓発については、研修会等の開催数や参加者数の推移だけではなく、参加者の理解度やその後の行動なども重要です。そのあたりの効果測定や後追いなどをされているのであれば、今後資料に追加してもらいたい。	現状では、年金セミナー開催時のみアンケートを取得しているところですので、集計結果等を掲載していくよう検討いたします。
新型コロナウイルス 感染症への対応	非対面型のオンラインセミナーの充実を進めていただきたい。	現在、九州管内では博多と熊本東年金事務所の2拠点で非対面型のオンラインセミナーが実施可能となっています。 宮崎県においても環境整備を進めているところであり、準備ができ次第ご案内していく予定です。
新型コロナウイルス 感染症への対応	政府がテレワークの推進、出勤者7割削減などと呼び掛けていましたが、日本年金機構として機構職員の勤務体制等でどのような対策を取られていたのでしょうか？また、今後推進していく予定はあるのでしょうか？	日本年金機構では、感染拡大を防止し、お客様の安心・安全を確保するため「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しており、地域によっては時差出勤や、シフト制による在宅勤務を行っているところもあります。宮崎県においては現段階では通常の勤務体制ですが、状況に応じてガイドラインに沿った対応ができるよう準備を整えているところです。

# 令和3年2月資料へのご提言及び取組状況

事業名	ご提言内容	取組状況
令和3年度事業計画 (案)	全体的に年度目標値が不明な取組が多いので（目標値があれば）資料に明記してほしい。例えばコロナ対策のところにも記載されていた「ねんきんネットの利用促進」、目標値が令和2年度を上回るユーザID取得者数となっていますが、現在の取得者数と取得者の利用状況、将来的な目標値などあれば教えてください。	「ねんきんネット」については「年金記録問題の解決」や「お客様サービスの向上」を図るため、事業計画において「前年度の増加実績を上回るユーザID取得」を目標として利用促進に向けた取組を実施しており、近年では、年間約100万件ほどのユーザID取得となっています。 具体的な数値等につきましては、可能な限り掲載できるよう検討していきます。
参考資料	事業所への加入指導による適用事業所数の増加や年金の納付率が年々上昇しているところが素晴らしいです。資料には全国版で載っていますが、できれば宮崎県版と健康保険料の収納率もあると、より参考になります。	資料は日本年金機構本部で作成し公表されているものを掲載しております。宮崎県版の数値についても可能な限り掲載できるよう検討していきます。
その他	令和4年、令和6年の被用者保険の更なる適用拡大により、ますます加入者が増え、責任が重くなりそうです。また、年金の受給開始年齢も75歳まで繰り下げて増額できるようになると、加入者の健康維持、増進が協会けんぽの基本使命でもある「加入者の利益実現」にも繋がりますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。	公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとって、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題であり、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、今後とも地域年金展開事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。